

答 申

第1 審査会の結論

富山県監査委員（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年3月8日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、知事の訪中宿泊費返還に係る住民監査請求の監査結果（平成19年2月26日付け富山県報で公表されたもの）の電子データ（以下「本件電磁的記録」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- （1）平成19年3月22日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件電磁的記録を組織的に用いる公文書としては保有していないことを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- （2）平成19年3月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （3）平成19年3月30日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件電磁的記録の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、別記1のとおりである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書において説明する非開示理由の要旨は、別記2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件処分について

実施機関は、本件電磁的記録を対象公文書とする本件開示請求に対し、本件電磁的記録が条例に基づく開示請求の対象となる公文書（以下「条例上の公文書」という。）に該当しないとして、本件処分（非開示決定）を行った。

これに対し異議申立人は、本件電磁的記録は条例上の公文書に当たり、開示されるべきであると主張するので、以下、本件電磁的記録の公文書該当性について検討する。

2 本件電磁的記録の公文書該当性について

（1）両当事者の主張

異議申立人は、条例上の公文書には明文の規定で電磁的記録も含まれているところ、本件電磁的記録はすでに県のホームページ上で公開されており、実施機関によって組織的に活用されたものといえるから、条例上の公文書に該当するものとして開示されるべきであると主張する。

これに対し実施機関は、条例上の公文書に該当するのは、組織的に業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている文書等であるが、紙文書作成の補助として一時的に作成されたにすぎない本件電磁的記録はそれには当たらず、また、県のホームページ上で公開されている富山県報の電子データ自体も、県民の利用に供することを目的として管理されているものであるから、条例上の公文書ではないと説明する。

（2）条例上の公文書の意義

条例上の公文書について、条例第2条第2項は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定めており、このうち「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている状態のものをいう。また、これに該当する場合であっても、「県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの」は、同項ただし書第2号の規定により条例上の公文書から除外されている。

本審査会が調査したところによれば、平成13年の条例全部改正に際し電磁的記録が条例上の公文書とされたのは、将来的な行政情報の電子化やネットワーク化の急速な進展などにより、一般的に、従前のような紙文書の形態をとることなく、電磁的記録の形態のまま利用し、又は保存されるような場合に対応するためであり、具体的には、文書管理システムで管理されている電子文書、業務上利用されているデータベースなどがそれに当たるものと思われる。これに対し、紙文書作成の補助として一時的に作成された電子文書や会議録作成のための補助として一時的に採録された録音テープ等の電磁的記録は、最終的にそれらを使用して作成される紙文書が公文書として管理・保存されるため、当時から条例上の公文書ではないと考えられていたことが認められる。

（3）本件電磁的記録の性格

本件電磁的記録の内容である住民監査請求の結果について、実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により書面で請求人に通知しており、当該書面に係る紙文書を条例上の公文書として組織的に管理・保存していることが認められる。そして、本件電磁的記録については、職員が当該紙文書を作成する過程で一時的に作成したものにすぎず、当該職員個人の判断で適宜廃棄することができるという実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は見受けられないから、本件電磁的記録が組織的に利用し、又は保存されている状態にあるものとは認められない。

また、本件電磁的記録に関して県のホームページ上で公開されている富山県報の電子データは、何人もインターネットを通じて自由に閲覧し、及び当該データ（PDFファイル）をダウンロードして利用することができることから、条例第2条第2項ただし書第2号の規定に該当し、条例上の公文書からは除かれるものと認められる。

したがって、上記（2）に照らして、本件電磁的記録（県のホームページ上で公開されている富山県報の電子データを含む。）は、いずれにしても条例上の公文書には該当しないものと認められ、これと異なる異議申立人の主張は採用できない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも本審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記3のとおりである。

<別記1 異議申立ての理由>

- 1 実施機関は、本件電磁的記録は組織的に用いる公文書としては保有していないというが、すでに県のホームページ上で公開されており、このことは本件電磁的記録が組織的に活用されたものというべきである。
- 2 本件電磁的記録は県のホームページで公開されてはいるが、電子メールに添付するなど、正確性を保って使用するためには、電磁的記録の写しの交付を受けることが必要不可欠であり、開示請求書の「開示の実施の方法」の選択肢に沿って、そのような方法による開示を求める。
- 3 本件処分に際し、実施機関の担当者が公文書開示請求によらない任意の行政データとしてであれば本件電磁的記録の写しの交付が可能であると述べるなど、情報公開条例における公文書

の定義には電磁的記録も含まれているにもかかわらず、あくまでも本件電磁的記録を公文書とは認めたくないという実施機関の恣意的な思惑が垣間見られる。

< 別記 2 実施機関の非開示理由説明 >

1 条例上の公文書について

条例に基づく開示請求の対象となる「公文書」については、条例第2条第2項において「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定められており、これは、当該文書の作成等に関与した職員個人の段階に止まらず、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている状態のものをいうとされている。

本件電磁的記録は、住民監査請求の結果を請求人に通知した書面について、当該紙文書作成の補助として職員が一時的に作成した電子文書のデータであるが、実施機関が公文書として組織的に管理・保存しているのは当該紙文書であり、その作成補助に用いたにすぎない本件電磁的記録は、仮にそれがパソコン等の記憶装置に残存しているとしても、当該職員個人の判断で適宜廃棄することができるのであって、組織として利用し、又は保存されている状態にないことから、条例上の公文書には該当しない。

2 ホームページ上で公開されている電子データについて

本件電磁的記録に関して県のホームページ上で公開している富山県報の電子データ（PDFファイル）については、県民の利用（閲覧）に供することを目的として管理しているものであることから、条例第2条第2項ただし書第2号の規定（「県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの」は、条例上の公文書から除かれる。）により、やはり条例上の公文書には該当しない。

3 公文書開示請求書の「開示の実施の方法」について

当該項目が「文書又は図画」と「電磁的記録」とに場合分けされているのは、その両者で開示の方法が技術的に異なることから、請求対象公文書の形態に応じた適切な開示の方法を選択できるようにしたものであり、電磁的記録の形態で保有していない公文書については、電磁的記録に係る開示方法が選択されてもそれに応ずることはできない。

< 別記3 審査会の開催経過の概要 >

年 月 日	内 容
平成19年 3月30日	諮問書を受理
平成19年 8月 3日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成19年 8月20日	非開示理由説明書を受理
平成19年 8月22日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼（結果的に提出されず）
平成19年11月 7日 （第50回審査会）	審議
平成19年12月19日 （第51回審査会）	異議申立人から意見を聴取 審議
平成20年 1月30日 （第52回審査会）	審議
平成20年 2月21日 （第53回審査会）	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	前富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	